

答申第7号の概要

1 件名

母子相談記録関係書類についての非開示決定処分に対する異議申立て

2 非開示情報

母子相談記録票（綴）

3 審議会の判断

(1) 本件決定について

ア 本件請求は、申立人の主張では申立人の妻（相談者）が行ったとする相談を記録した「母子相談記録票」について、申立人の子供に関する個人情報でもあり、父である申立人が未成年者である子供の法定代理人として、実施機関に対し開示請求を行ったものである。

イ 本件請求に対して、神戸市が保有する全ての母子相談記録票を「母子相談記録票（綴）」として特定し、これを非開示にしたことが認められる。

(2) 条例第16条第3号の該当性について

ア 条例第16条第3号は、「第18条の規定により開示請求をした者（当該者が法定代理人等であるときは、本人）以外の第三者に関する情報を含む個人情報であって、開示をすることにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの」と定めている。

イ 実施機関によれば、神戸市の各区福祉部（福祉事務所）では、相談者から、児童の養育や教育、就労や経済的な問題、生活状況、家庭内の人間関係など、多岐にわたる相談を受けており、母子相談記録票にはそれらが具体的に記録されている。

ウ 個人情報保護制度における開示制度の運用にあたっては、通常、個人情報の開示請求があれば、実施機関では請求の対象となる文書を特定し、存在する場合は開示あるいは非開示の決定を行う。また、請求の対象となる文書が存在しない場合は存在しない旨の決定を行うことになる。しかし、対象文書が存在するか、あるいは存在しないかを答えるだけで、非開示情報の規定により保護される利益が害されることとなる場合がある。このような特段の事情が認められる場合には、条例上明文の規定はなくとも、実施機関は当該公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する決定を行うことができるものとする。

エ 本件について検討すると、相談者の母子相談記録票が存在するか否かが明らかになれば、相談を行ったか否かが明らかになり、これは相談者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

(3) 以上により、当審議会は、本件請求について、請求の対象となる文書の存否を明らかにせず、条例第16条第3号に該当するとして、非開示決定としたことは妥当であると判断する。